

錦江町農業委員会総会議事録

1、開催日時 平成24年9月25日（火）午後1時30分から

2、開催場所 錦江町役場本庁2階会議室

3、出席委員（20人）

会長		宿利原勝吉
会長代理		近川 正人
委員	2番	鈴 一磨
〃	3番	東郷 輝昭
〃	4番	木原 光郎
〃	5番	厚ヶ瀬博文
〃	6番	黒瀬 正
〃	7番	牧原 昇
〃	8番	鍋 康博
〃	9番	樋渡 俊信
〃	10番	平原 栄
〃	12番	貫見 和洋
〃	13番	鮫島 廣幸
〃	14番	猪鹿倉昭雄
〃	15番	落司 順一
〃	16番	畠中 正秋
〃	17番	寺田 郁哉
〃	18番	安水 義文
〃	19番	徳永 哲朗
〃	20番	基 岸澄

欠席委員 なし

事務局職員 事務局長 南園高樹 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

4、会長あいさつ

5、議事

第1 議事録署名委員の指名

第2 附議事項

議案第22号 農地法第3条許可申請について

議案第23号 農地法第5条許可申請について

議案第24号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議長 | 只今より平成24年度第6回錦江町農業委員会総会を開会いたします。

| 本日の総会の出席は全員出席であり（欠席者ありの場合；20名中 名で定足数に達しており）、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせします。

|

それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により本日の会議録署名委員を10番平原委員と12番貫見委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

次に事務局から会務報告と説明をお願いします。

事務局

(会務報告と説明)

議長

只今の会務報告について、ご質問ございませんか。

全委員

(発言なし)

議長

ないようでございますので、以上で会務報告を終わります。

それでは附議事項に入ります。

議案第22号「農地法第3条許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第22号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。
農地法第3条許可申請受付番号13号譲渡人は、K市在住のA、Kさんで譲渡理由は規模縮小です。申請地は、

神川字上ノ平床7693-1番、地目は台帳現況ともに畑、地積は2,080㎡です。

譲受人は、A、Kさん49歳でA自治会にお住まいの方です。

経営規模は、世帯員4、労働力3、農地の所有については自作地が51,707㎡、小作地が2,675㎡合計54,382㎡です。

譲受理由は規模拡大となっております。

農地の取得要件については、錦江町の別に定める下限面積30aは問題ございません。

農業機械の装備については、トラクター、トラック等を所有されています。

農作業従事については、年間従事できるよう記載があり、農業歴30年以上の経験があるようです。

農地の全部利用等要件も含めて取得要件を中心に、担当農業委員から調査報告をお願いします。調査委員は5番の厚ヶ瀬委員となっております。

議長

それでは、5番厚ヶ瀬委員から調査報告をお願いします。

5番厚ヶ瀬委員

報告いたします。この場所は町道沿いで現在さつまいもを栽培されております。譲渡人のKさんは、K在住で健康の方がちょっと優れていないようであります。

譲受人のA、K君は、現在さきほど報告がありまして49歳ということで、林業も行いながら大根、高菜等を栽培されております。農業機械につきましてもトラクター管理機等栽培する機械は持っていらっしゃいます。農地の利用状況につきましても畦払い土手払い等よくなされておまして管理の方も行き届いているようでございます。意欲と能力のある青年でございます。審議の程よろしくお願ひします。

議長

ただ今、厚ヶ瀬委員から調査報告がありましたが、質問あるいは異議等はございませんか。

7番牧原委員

値段はいくらですか。

5番厚ヶ瀬委員

これはですね、KさんとK君のお父さんが親戚ということでお金の動きはないようです。

事務局

金額は、300,000円です。

5番厚ヶ瀬委員

確認をしておりませんでした。

議長

他にありませんか。

全委員

なし。

議長

異議なしと認めます。お諮りします。議案第22号「農地法第3条許可申請について」採決します。議案第22号は原案のとおり許可することに異議ありませんか。

全委員

なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがいまして、議案第22号「農地法第3条許可申請について」は原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 | 次に議案第23号「農地法第5条許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 | 議案第23号について説明いたします。
農地法第5条許可申請受付番号1号の譲受人は、O、AさんM町在住の方です。一方譲渡人は、K、KさんK自治会の方です。申請地は、2筆あります。
1筆目は、馬場字大瀬ノ上1526-1番、地目は台帳現況ともに畑、地積は182㎡です。
2筆目は、馬場字大瀬ノ上1527-1番、地目は台帳現況ともに畑、地積は169㎡2筆合計で351㎡です。
申請事項の内、転用目的は資材置場となっており、転用理由は、現在の資材置場に隣接しており、馬鈴薯の集荷時期に資材を置くのに便利であるためとなっております。
申請地の現況、位置等につきましては別紙資料6ページから8ページまでのとおりですので、確認をお願いします。
農地の区分につきましては、いずれも農振農用地区域外となっております。
担当調査委員は10番の平原委員です。

議 長 | それでは平原委員、調査報告をお願いします。

10番
平原委員 | 報告申し上げます。24日昨日です。午前9時から会長、事務局、私、そしてOさん本人がこられまして現地を調査してまいりました。図面でおわかりのように、バレイショ選果場のすぐ下であります。この農地は、当初から農振農用地区域外のところであり、この農地を含むM町寄りの土地は、今回の申請人であるOさんがこれまで農地等を購入し、現在も資材置き場として転用をして、活用されているところです。この農地は、周辺が国道269号線に面した大瀬ノ上という字の地域で北側は雑種地、南側はOさんの所有の資材置き場となっており、農振農用地区域外でもあり、耕作履歴等を含め生産性のある農地とは見込めない状況であると思われ、また、国道を挟んだ向かい側は、南隅地区のバレイショ選果場となっており、収穫期には、トラック等の出入が多く選果場へ出入りする車輛等の転回並びに待機場所としても活用されております。
そのような時期には、現在の資材等が一般車輛等を含むトラックやその他の車輛の通行に支障が生じることも少なくないため、新たな資材の搬入場所としての利便性向上、申請者の事業計画も明確化していること等併せて、転用についてはやむを得ないものと思われ、

議 長 | ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただ今の報告について質問、異議等はありませんか。

10番
平原委員 | 単価はいいですか。金額は全部で530,000円です。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。お諮りします。議案第23号「農地法第5条許可申請について」採決します。議案第23号については、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがいまして議案第23号「農地法第5条許可申請」については、原案に意見書を付して県知事へ進達することに決定しました。

議 長 | 次に議案第24号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第24号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について説明いたします。尚、受付件数が34件と多数にわたっておりますので、ページを基本に説明並びに審議をお願いし、説明および審議が終了後3ページ分を一括して採決をお願いいたします。

初めに資料10ページの受付番号107号から11ページの124号まで説明いたします。

受付番号107号の貸し人は、T、MさんS自治会の方です。申請地は、馬場字田ノ神後1662-1番、現況地目は田、地積は395㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は20,000円です。

借り人は、M、KさんA町在住の方です。経営規模は、世帯員1、労働力1、雇用労働力3人、自作地はなく小作地のみ2,365㎡となっており、バレイショ、インゲンを主体に経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、管理機、動噴等となっています。担当調査委員は、4番の木原委員です。

次に受付番号108号の貸し人は、T、MさんK市在住の方です。申請地は、城元字平田1179番地、現況地目は田、地積は947㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は米(25kg)7俵と秬米(30kg)1俵となっております。

借り人は、T、TさんN自治会の方です。経営規模等は世帯員2、労働力4、雇用労働力2人、自作地が11,586㎡、小作地が3,145㎡となっており、ハウスインゲン、バレイショ、米等を経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、管理機、動噴等となっています。担当調査委員は、107号同様4番の木原委員です。

次に受付番号109号の貸し人は、N、SさんS自治会の方です。申請地は、城元字森山1316-3番、現況地目は田、地積は473㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は15,000円です。

借り人は、S、KさんN自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、自作地が6,613㎡、小作地が2,093㎡となっており、米、バレイショを主に経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、管理機、動噴等となっています。担当調査委員は、前号と同じく4番木原委員です。

次に受付番号110号の貸し人は、N、MさんKN自治会の方です。申請地は、神川字西上ノ迫1254-1番、現況地目は畑、地積は7,159㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は60,000円です。

借り人は、N、EさんN自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、自作地が11,399㎡、小作地が7,159㎡で肉用牛、バレイショを主体に経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、耕耘機、管理機、ボブキャット等となっています。担当調査委員は、前号同様4番木原委員です。

次に受付番号111号の貸し人は、M、TさんK自治会の方です。申請地は、馬場字寺前ノ上2013-1番、現況地目は田、地積は3,032㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成34年12月14日まで、小作料は200,000円です。

借り人は、F、KさんKU自治会の方です。経営規模は、世帯員7、労働力4、雇用労働力4人、自作地が14,799㎡、小作地が3,032㎡でミニトマトの専業経営です。農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、軽トラック等となっています。担当調査委員は、前号同様4番木原委員です。

次に受付番号112号の貸し人は、O、EさんS自治会の方です。申請地は、城元字大田中1134番地、現況地目は田、地積は534㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成29年12月14日まで、小作料は15,000円です。

借り人は、F、KさんKU自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、自作地が3,153㎡、小作地が1,537㎡で米、バレイショを中心に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、動噴、軽トラック等となっています。担当調査委員は、前号同様4番木原委員です。

次に受付番号113号の貸し人は、H、HさんK市在住の方です。申請地は、城元字中牟田1685-1番、現況地目は田、地積は447㎡です。

貸付期間は、平成24年12月15日から平成27年12月14日まで、小作料は15,000円です。

借り人は、M、KさんKU自治会の方です。経営規模等は、世帯員5、労働力2、雇用労働力2人、自作地が5,154㎡、小作地が447㎡で米、バレイショを中心に経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、耕耘機、管理機、動噴等となっています。担当調査委員は、前号同様4番木原委員です。

次に、受付番号第114号の貸し人は、T、TさんU自治会の方です。申請地は、神川字大丸一6293-23番、現況地目は畑、地積は1,427㎡です。貸付期間は、平成24年10月1日から平成34年12月14日まで、小作料は10,000円です。借り人は、K、MさんSK自治会の方です。経営規模等は、世帯員3、労働力3、自作地のみ9,595㎡で小作地はありません。和牛肥育を主として飼料作物、加工大根等も併せて経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、タイヤショベル等となっています。担当調査委員は、11番宿利原委員です。

次に、受付番号115号の貸し人は、T、KさんO自治会の方です。申請地は、神川字高山5784番地、現況地目は畑、地積は9,117㎡の内4,000㎡です。貸付期間は、平成24年10月1日から平成34年12月14日まで小作料は30,000円です。借り人は、K、Mさんですが前号の114号と同様ですので、経営規模等の説明は省略いたします。担当調査委員は、前号同様11番宿利原委員です。

次に、受付番号116号の貸し人は、N、MさんO自治会の方です。申請地は、神川字南永尾6353-57番、現況地目は畑、地積は4,330㎡です。貸付期間は、平成24年10月1日から平成34年12月14日まで、小作料は20,000円です。借り人は、前号同様K、Mさんですので、経営規模等の説明は省略いたします。担当調査委員は、前号と同じく11番宿利原委員です。

次の受付番号117号と118号は、貸し人借り人とも同じですので一括して説明いたします。まず、2件の貸し人は、T、AさんO自治会の方です。申請地は、117号が神川字梅ノ木9520-11番、現況地目は畑、地積は661㎡、118号は神川字梅ノ木9520-12番、現況地目は畑、地積は1,190㎡で2筆合計1,851㎡です。貸付期間は、平成24年10月1日から平成34年12月14日まで、小作料は10,000円です。借り人は、前号同様K、Mさんですので、経営規模等は省略いたします。担当調査委員は、前号と同じく11番宿利原委員です。

次に資料11ページの受付番号第119号から説明いたします。尚、119号から124までは貸し人借り人ともに同一ですので、続けて説明いたします。

119号から124号までの貸し人は、H、NさんSK自治会の方です。申請地は、119号が神川字一ヶ内5923-1番、現況地目は畑、地積は4,910㎡です。120号は神川字下大牧5949-2番、現況地目は畑、地積は2,116㎡、121号は神川字下大牧5999-4番、現況地目は畑、地積は983㎡、122号は神川字上小牧5999-2番、現況地目は畑、地積は1,276㎡、123号は神川字大牧6054-1番、現況地目は畑、地積は1,618㎡、124号が神川字村ノ前6079-2番、現況地目は畑、地積は3,502㎡で6筆合計14,405㎡となっています。

貸付期間は、6筆共に平成24年10月1日から平成34年12月14日まで、小作料は全部で70,000円です。

借り人は、前号までと同じくK、Mさんですので、経営規模等の説明は省略させていただきます。担当調査委員は、11番宿利原委員です。

それでは、冒頭説明いたしましたとおりここまでを一区切りとして担当調査委員の方々に調査報告をお願いし、107号から124号まで一括審議をお願いいたします。採決はすべての説明が終了後、改めて一括採決いたしますので、そのようにご了承願います。

議長

それでは、ただ今事務局から104号から124号まで説明がありましたが、木原委員から順次調査報告をお願いいたします。

4番
木原委員 | 報告いたします。107号から113号まで私の担当の分については、見てもらえばわかりま
すとおりの今年12月14日に切れる分について再設定をしたものであります。設定条件は満
たしていると思いますが、疑問に思われるような設定内容の所だけ報告をしたいと思いま
す。107号については、M、Kさんは労働力が1人となっておりますが、忙しいときは雇用
を3人ぐらいするというのと両親がSに住んでいらっしゃるようで、まだ元気でありま
すので労働力は問題ないと思います。それと108号の小作料についてですね借り人の方
から米が余計入っていないという話が出たものですから、借り人の方に確認したところ前
の分は、米4表となっていたんですけれども25kg入りということでキロ数を明確に書くこと
にしまして、米25kgの7俵とそしてもち米は30kgと書いてあったわけですが、変えたところ
です。それと109号については、借り人が78歳ということで年齢が高いと思ったんです
が夫婦とも元気であられまして、同じ敷地に長男が農協に勤務しながらよく手伝って
おりますので、労働力は問題ないと思われます。110号については、問題はないと思
いますが、111号の件について小作料が200,000円ということでちょっと高いような気が
したものですから、その辺を確認したところ、ここの分は田んぼでお互いに話し合
って決めてあるので心配ないということでありまして、従来から200,000円で貸
している。ここは農家情報でわかるとおりミニトマトの専業農家でありま
すので、認定農家でもあり問題はありませぬ。それと112号と113号については、
借り人がそれぞれ職場がありまして勤務をしておりますが、農地はよく利用
して一生懸命やっております夫婦とも農業をしておりますので、問題はな
いと思います。以上です。

議長 | ありがとうございます。次に11番私の方から114号から124号まで調査報告をいたしま
す。

11番
宿利原委員 | 借り人のK、Mさんはトラクターとタイヤショベルとなっておりますが、畜産事業に関
するあらゆる機械はそろっております。それと干し大根用の引き取り機、結束機等も
そろっております。労働力3となっておりますが、近くに息子が住宅に住んでお
りまして一緒に経営を行っており、何ら問題はないかと思われます。

議長 | ただ今2人の委員から説明をいただきましたが、ここで受付番号107号から124号ま
でについて、質問異議等はないかお諮りします。

全委員 | なし。

議長 | 異議なしということですので、後ほど一括して採決いたします。

議長 | 引き続きまして、事務局から受付番号第125号から資料12ページの第132号ま
で一括して説明をお願いいたします。

事務局 | 説明いたします。
受付番号125号の貸し人は、Y、SさんF自治会の方です。申請地は、
城元字田ノ神下1210-1番、現況地目は田、地積は1,114㎡です。
貸付期間は平成24年10月1日から平成29年12月14日まで、小作料は20,000円
です。
借り人は、T、HさんR自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力1、自作地
のみ4,285㎡でインゲン、バレイショを中心に経営されています。農業機械の所有
状況は、トラクター、管理機、軽トラック等となっております。担当調査委員は
15番落司委員です。

次に受付番号126号の貸し人は、K、KさんNO自治会の方です。申請地は、
田代麓字中野4856-2番、現況地目は畑、地積は3,328㎡です。
貸付期間は、平成24年10月1日から平成29年12月14日まで、小作料は16,000
円です。
借り人は、K、KさんU自治会の方です。経営規模は、世帯員5、労働力1、雇
用労働力3人、自作地が10,478㎡、小作地が32,006㎡で野菜を主として意欲
的に経営されています。農業機械の所有状況は、管理機、動噴、草払い機、
軽トラック等となっております。担当調査委員は、3番東郷委員です。

次に受付番号第126-1号と127号は貸し人、借り人ともに同様ですので続けて説明いたします。2筆の貸し人は、O, HさんT自治会の方です。申請地は、126-1号が田代麓字久木野5177-23番、現況地目は田、地積は598㎡。127号が田代麓字久木野5177-24番、現況地目は田、地積は803㎡で2筆合計1,401㎡です。貸付期間は、2筆とも平成24年10月1日から平成29年12月14日まで、小作料は全部で5,000円です。

借り人は、K, KさんU自治会の方ですが前号の126号と同様ですので、経営規模等の説明は省略いたします。担当調査委員は、前号同様3番東郷委員です。

次に受付番号128号と129号についても貸し人、借り人ともに同様ですので続けて説明いたします。2筆の貸し人は、T, HさんB自治会の方です。申請地は、

128号が田代麓字久木野5166-191番、現況地目は畑、地積は2,380㎡。

129号は田代麓字久木野5166-192番、現況地目は畑、地積は2,545㎡で2筆合計4,925㎡となっています。

貸付期間は、2筆とも平成24年10月1日から平成29年12月14日まで小作料は全部で19,000円です。

借り人は、K・K, T, FさんK自治会所在です。経営規模は、構成員1、雇用労働力18人、自作地はなく小作地のみ14,019㎡でネギを主体とした野菜栽培を多角的に経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、乗用防除機、田植機、草払い機、コンプレッサー等となっています。担当調査委員は、17番寺田委員です。

次に資料12ページの受付番号130号から説明いたします。

130号の貸し人は、S, MさんB自治会の方です。申請地は、

田代麓字久木野5166-120番、現況地目は畑、地積は6,280㎡です。

貸付期間は、平成24年10月1日から平成29年12月14日まで、小作料は21,000円です。

借り人は、K・K, T, Tさんですが、前129号と同様ですので、経営規模等の説明は省略いたします。担当調査委員は、17番寺田委員です。

次に、受付番号131号の貸し人は、F, TさんT自治会の方です。申請地は、

田代麓字内之牧5138-176番、現況地目は畑、地積は5,301㎡です。

貸付期間は、平成24年10月1日から平成29年12月14日まで、小作料は21,000円です。

借り人は、K・K, T, Tさんですが、前130号と同様ですので、経営規模等の説明は省略いたします。担当調査委員は、17番寺田委員です。

次に受付番号132号の貸し人は、I, YさんB自治会の方です。申請地は、

田代麓字内之牧5138-174番、現況地目は畑、地積は6,152㎡です。

貸付期間は、平成24年10月1日から平成29年12月14日まで、小作料は24,000円です。

借り人は、K・K, T, Tさんですが、前131号と同様ですので、経営規模等の説明は省略いたします。担当調査委員は、17番寺田委員です。

それでは、ここまでを一区切りとして担当調査委員の方々に調査報告をお願いし、125号から132号まで一括審議をお願いいたします。採決はすべての説明が終了後、改めて一括採決いたしますので、そのようにご了承願います。

議 長

それでは、ただ今事務局から125号から132号まで説明がありましたが、3人の担当委員から順次調査報告をお願いいたします。初めに15番落司委員から調査報告をお願いいたします。

15番
落司委員

T, Hさんは、お母さんと2人暮らしでお母さんは少し疲れていらっしゃるという状況の中で、娘さんの方に名義を変えていらっしゃいます。本人は耕作をする意識が高く、別の畑も十分整備されておりまして、何ら問題はないと思われます。機械等もこのようにそろっております。インゲン、バレイショ等いろいろ植えていらっしゃいますけれども収穫時期の忙しいときには、雇用も行い一生懸命頑張っていると思います。

議 長

ありがとうございました。次に3番東郷委員から調査報告をお願いいたします。

3番
東郷委員 | はい、報告します。借り人の方はK、Kさんで今、規模拡大で毎月総会に出てきておりますのでお解りだと思いますが、貸し人の方は126号がK、Kさんでお茶に取り組んでいらっしやいましたが、年を取ったということで止められて、畑が荒れてしまうということで相談を受けていたのですが、そこをKさんが規模拡大でがんばるということでした。それからO、Hさんのところも面積が小さいものですから、お茶では放棄をしていたわけですが、そこを同じくKさんが規模拡大でやろうということで話がまとまりました。そういうことで、荒れた畑が少しでもなくなるということでKさんは現在、規模拡大で頑張っていますので問題ないかと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 | ありがとうございます。次に17番寺田委員調査報告をお願いします。

17番
寺田委員 | 申し上げます。T、FさんはKのT、Hさんが代表でありまして、毎月のように総会に出てくるわけですがけれども下限面積、機械、やる気、能力すべて条件を満たしているものと思われまひますので、よろしくお願ひします。

議 長 | ありがとうございます。ただ今3人の委員から説明をいただきましたが、ここで受付番号125号から132号までについて、質問異議等はないかお諮りします。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしということですので、後ほど一括して採決いたします。

議 長 | 引き続きまして、事務局から受付番号第133号から139号まで一括して説明をお願いします。

事務局 | 次に受付番号133号から137号までは、貸し人借り人共に同一ですので、続けて説明いたします。5筆の貸し人はいずれもI、YさんY自治会の方です。申請地は、
133号が田代麓字牧原川原2660-3番、現況地目は田、地積は1,689㎡
134号は田代麓字牧原川原2660-4番、現況地目は田、地積は1,649㎡
135号は田代麓字山神2725番、現況地目は田、地積は1,776㎡
136号は田代麓字山神2726番、現況地目は田、地積は983㎡
137号が田代麓字山神2727-1番、現況地目は田、地積は396㎡で5筆合計6,493㎡です。
貸付期間は、5筆とも平成24年10月1日から平成29年12月14日まで、小作料は全部で32,000円です。
借り人は、S、KさんK自治会の方です。経営規模は、世帯員4、労働力2、雇用労働力4人、自作地が13,105㎡、小作地が74,626㎡で甘藷を主体に意欲的に経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、甘藷ハーベスタ、つら切機、巻き取り機、2tトラック、軽トラック等となっています。担当調査委員は、18番安水委員です。
次に受付番号138号の貸し人は、K、KさんO在住の方です。申請地は、
田代麓字井手駄床5080-4番、現況地目は田、地積は677㎡です。
貸付期間は、平成24年10月1日から平成29年12月14日まで、小作料は3,000円です。
借り人は、U、AさんU自治会の方です。経営規模は、世帯員1、労働力1、自作地が4,234㎡、小作地が8,849㎡で和牛肥育を主体に経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、ラップ機、ロールベアラ等となっています。担当調査委員は、20番基委員です。
次に、受付番号139号の貸し人は、E、KさんA在住の方です。申請地は、
田代麓字井手駄床5079-8番、現況地目は田、地積は1,847㎡です。
貸付期間は、平成24年10月1日から平成29年12月14日まで、小作料は7,000円です。
借り人は、U、Aさんですが前号の138号と同様ですので、経営規模等の説明は省略いたします。担当調査委員は、前号同様20番基委員です。
以上で説明を終わります。

議 長 | それでは、受付番号第133号から順に担当調査委員より報告をお願いします。初めに18番安水委員、その後基委員の順にお願いします。18番安水委員お願ひいたします。

18番
安水委員 | それでは報告いたします。133号から137号までの件ですがけれどもこれにつきましては、田代地区で行われております遊休農地解消事業による物件であります。S、K君につきましてはI地区の方なんですけれどもT地区の方にたくさんの物件を借りていらっしやいまして、畑の管理等も十分されております。何ら問題はないものと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 | ありがとうございます。次に20番基委員お願ひいたします。

20番
基委員 | はい20番、138号K、KさんはS自治会のUさんの娘さんであります。場所的に申し上げますと448号線沿いのSグラウンドの右下の所です。139号のE、Kさん、この方も都会におられますけれどもE、Tさんの息子さんになります。譲受人のU、Aさんは、牛を8頭の牛専門の農家であります。飼料畑として遊休農地解消事業によりここを借りられたということで、別に問題はないと考えます。よろしく申し上げます。

議 長 | ありがとうございます。ただ今2名の委員から説明をいただきましたが、受付番号133号から139号について質問、異議等はありませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしということでございます。以上で議案第24号についての説明並びに質疑等は終了いたしました。ここで改めて受付番号107号から139号までの内容について一括して質問、異議等はないかお諮りします。ございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。お諮りします。議案第24号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について採決します。議案第24号は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、議案第24号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 | 以上で平成24年度第6回錦江町農業委員会総会の附議事項を終了いたします。

会長

10番

12番

議事録調整者 折久木まり子